

**令和5年度 山梨地方最低賃金審議会  
第2回 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録**

1 日 時：令和5年10月11日（水）午前9時57分～10時17分

2 場 所：山梨労働局 3階中会議室

3 出席者：公益代表：今井委員、岡松委員、門野委員

労働者代表：雨宮委員、櫻井委員

使用者代表：川島委員、松下委員

事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は御多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側飯沼委員、使用者側依田委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、門野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（門野部会長）

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますでしょうか。

（賃金室長）

本日の配付資料について説明させていただきたいと思います。

審議資料の1ページ目をお開きいただければと思います。

こちらは、全国における輸送用機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

現在のところ大阪、埼玉、兵庫、静岡、福岡、北海道、秋田の7道府県で改正額が決定しております。

説明は以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

### 【 議事(1) 改正審議 】

(門野部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に説明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

(櫻井側委員)

私、櫻井のほうから説明させていただきます。

お手元に、考え方ですとか、そういった計算の方法等をお示しさせていただきましたけれども。

まず、考え方ですが、これは、見解でも述べさせてもらったとおり、組織労働者と未組織労働者の格差是正、それから、県内組合の賃金上昇と同等以上というふうなものが必要だと考えております。

それから、地域別最低賃金を上回る金額水準であること。

それから物価上昇、物価上昇を超える賃上げが必要であること。

最後に、早期に時給1,000円以上を目指したいという考え方をもとに試算しております。

上記の考え方によりますと、県内の春闘結果、地場の労働組合の春闘結果、これを基準に、例年、引上げ額を算出しております。

こちらからしますと、100人未満のところでは上昇率が約4%というところになります。

これをベースに換算いたしますと、57円というような金額になります。

もう一つの考え方として、地域別最低賃金、40円ですね、これをベースにした考え方にしますと42円というようなところ。失礼しました、金額ベースと上昇率ベースと、率で計算しているわけですね、それぞれを計算しております。

いずれにしても、最低でも40円近い引上げ額が妥当であろうというふうな

ところでありますけれども、今回は、労働協約で上限が971円と、上限が決まっているというところをごさいますて、本来でしたら38円以上の金額を提示したいところではありますけれども、今回は、最高額が10円、こちらを提示したという経緯であります。

(門野部会長)

次に使用者側、お願いします。

(川島委員)

私のほうから説明させていただきます。

基本的見解でも述べさせていただきましたが、経営環境が非常に厳しいということは十分説明したところがございます。

従いまして、賃金を上げるということに関しては、すごく経営者としては抵抗がある、難しいという状況であります。

ただ、前回いただきました資料、37ページにありますように、一般とパートの、製造業の賃上げ率が2.3%ということをごさいますので、2.3%の賃上げ、大体22円から23円になると思うんですが、このくらいは上げようというべきかなと考えておりました。

結果的には、労働協約にあります971円が優先するという事なので、結果的には10円ということになってしまいました。

ということで10円を提示させていただきました。

以上です。

(門野部会長)

ありがとうございます。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきましたが、御意見、御質問等がございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(門野部会長)

御意見がございませんでしたので、労働者側、使用者側ともに御提示いただいた引上げ額が今年の改正での引上げの限度である10円で一致しましたので、この引上げ額で公益案を取りまとめたいと思います。

事務局は、公益案の用意をお願いします。

(門野部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

令和5年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正審議公益委員案。

令和5年10月11日。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、審議を行った結果、下記のとおり公益委員案を取りまとめるに至りましたので、ここに提示します。記。

1時間、971円、引上げ額、10円、引上げ率、1.04パーセント。

(門野部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手をお願いします。

反対は、いらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

労働者側2名、使用者側2名、公益2名、

合計6名ですね。

ありがとうございました。

以上のとおり、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日について、お諮りいたします。

本日結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、令和5年12月10日、日曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見、御異議等はございますでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(門野部会長)

それでは、発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その、報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案につきまして、朗読させていただきます。

案。

令和5年10月11日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部会

長、門野圭司。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1)、18歳未満又は65歳以上の者。

(2)、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3)、次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

ハ、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスクングの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、971円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和5年10月3日に開催いたしました。

第2回目を本日、10月11日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(門野部会長)

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等がございますか。  
よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思えます。  
いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(門野部会長)

ありがとうございます。

続きまして、部会の結論が全会一致の場合の取り扱いにつきまして、8月23日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨、了承されております。

そのため、ここで、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配付のうえ、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案。

令和5年10月11日、山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和5年8月23日付け山梨労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

次のページは別紙になりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(門野部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(門野部会長)

ないようですので、これにより答申したいと思いをします。

( 部会長、基準部長に答申文を手渡す )

( 門野部会長 )

それでは、ここで労働基準部長から御挨拶をお願いします。

( 労働基準部長 )

労働基準部長の岡村でございます。

ただいま、令和5年度、山梨県自動車・同付属品製造業最低賃金の改正の御答申をいただきました。

本年度は、物価の上昇や円安など雇用・経済への様々な影響が生じている状況の中での御審議となり、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたこと、併せて、労使の信頼関係の下に、全会一致で決議いただきましたことに、心から御礼申し上げます。

本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進めて参ります。

また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知を図って参りたいと思いをします。

委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

( 門野部会長 )

次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

( 賃金室長 )

今後の手続について説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板で公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。

この異議申出の締め切りは、10月26日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様方の日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる「異議審」を開催させていただきます。

また、異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行います。

この官報公示がなされますと、その30日後に発効することとなります。

官報公示は、最短で11月10日、金曜日の予定となります。

発効日は、官報公示の30日後に法定発効となりますので、12月10日、日曜日に発効の予定となります。

以上でございます。

## 【 議事（２） その他 】

（門野部会長）

それでは、次の議題の「（２）その他」に入りますが何かございますか。

（各側委員）

（なし。）

（門野部会長）

それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。

全会一致での結審となりましたので、これにより本年度の山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了しました。

従いまして、当初予定していましたが、11月7日の第3回専門部会は開催しないこととなります。

次に、本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と川島委員にお願いします。

本日の御審議、お疲れ様でした。